

高松市監査委員告示第27号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成29年11月30日

高松市監査委員	吉	田	正	己
同	鍋	嶋	明	人
同	森	谷	忠	造
同	大	見	昌	弘

▶ 監査結果に基づく 措置通知

(定期監査・行政監査)

(平成29年11月30日)



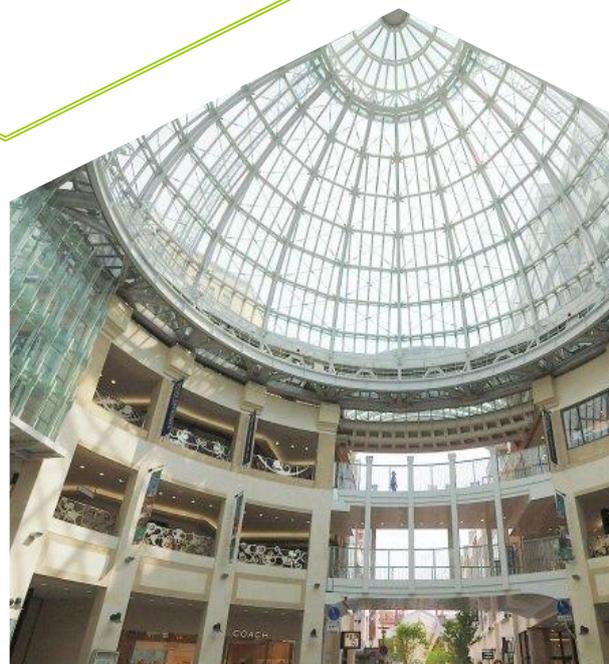
Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp



監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

H29.11.30

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号※	区分※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	H28	H29.1.31	第3号	指摘	適正な決裁者による決裁の欠如について（指導監査）	P13	健康福祉局	介護保険課	H29.6.22
2	H29	H29.6.30	第15号	意見	【重点】 緑化及び花いっぱい推進事業助成金の総合的な見直しについて	P14	都市整備局	公園緑地課	H29.10.12
3				意見	【重点】 民有地緑化事業助成制度における不動産関連団体との連携について	P15			

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの。

※ 【重点】 …… 「平成29年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成29年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成29年度の重点取組事項

(2) 市民目線に立つ行政監査

本市の事務事業が適正に行われているか、これまでの監査実施計画に掲げた観点（※1）にも留意しながら、市民目線に立った行政監査を実施する。

市民目線に立った監査を推進するため、「市民満足度調査」や市民アンケート、事務局職員による現場調査などにより、市政に関する市民のニーズを的確に把握する。
行政監査のテーマについては、市民の関心の高いもの、又は日常生活に密着しているものに着目して選定する。

※1 これまでの監査実施計画に掲げた観点は、次の5点です。

- ア 事務事業は市民のニーズに対応しているか。
- イ 経済性、効率性及び有効性（いわゆる3E）が確保された事務事業が執行されているか。
- ウ 市の発信する情報が、ホームページ等の各種媒体で、適正に提供されているか。
- エ 市民に提示した市の取組方針（議会答弁、各種計画、公表文等）が、着実に実行されているか。
- オ 市が実施する施策が、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたものとなっているか。

平成29年度 高松市監査実施計画へのリンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuuin/KANSA/kansa/gaiyou/keikaku/keikaku29.pdf>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成28年度／健康福祉局		
告示番号	高松市監査委員告示第3号	告示日	平成29年1月31日
区分	指摘		
指摘の項目	適正な決裁者による決裁の欠如について（指導監査）		
指摘の内容	指定居宅サービス事業者等の指導監督に係る決裁については、特に重要なものを除き局長専決とすべきであるが、専決者の意思決定等の手続きを経ていないものが多数見受けられたので、適正な専決者までの決裁を受けられたい。		
公表文該当ページ	P13		
公表文へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki28/0131.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成29年6月22日
所管課等	健康福祉局 介護保険課
措置結果	<p>本件指摘事項については、高松市事務決裁規程第5条及び別表第2の内容を確認するとともに、課内において周知徹底を図り、平成29年1月31日の監査結果の通知を受けて以降の指定居宅サービス事業者等の指導監督に係る決裁から、適正に事務処理を行っている。</p> <p>なお、平成29年4月1日付けで事務決裁規程の一部改正を行い、指定居宅サービス事業者等の指導監督業務を含めた、健康福祉局が所管する指導監督業務の専決者に関し、重要なものを健康福祉局長とし、軽易なものを課長とすることに統一している。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第15号	告示日	平成29年6月30日
区分	意見【重点】		
意見の項目	緑化及び花いっぱい推進事業助成金の総合的な見直しについて		
意見の内容	課内での事業の統廃合や関係各課への所管替えを行うなど、緑化及び花いっぱい推進事業助成金の総合的な見直しを検討されたい。		
公表文該当 ページ	P14		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki29/630.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成29年10月12日
所管課等	都市整備局 公園緑地課
措置結果	<p>本件意見について、平成29年7月7日に、所管課内で検討した結果、農業組合法人香川県鬼無植木盆栽センター及び津内山整備推進保存会に対する事業助成金については、他の類似事業と統廃合することとし、29年度から事業助成金を廃止した。</p> <p>また、竜雲ばらクラブに対する事業助成金については、平成28年度の収支予算を過大に見積るなど、不適切な事務処理が見られたことから、29年6月9日に、竜雲ばらクラブに対して改善指導をした結果、同月14日付け補助金等交付申請においては、適切に見直しが行われていたことを確認した。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成29年度／都市整備局		
告示番号	高松市監査委員告示第15号	告示日	平成29年6月30日
区分	意見【重点】		
意見の項目	民有地緑化事業助成制度における不動産関連団体との連携について		
意見の内容	民有地緑化事業助成制度の普及・促進のため、公益社団法人香川県宅地建物取引業協会や不動産会社等と情報共有を図る仕組みを構築するなど、不動産関連団体との連携について検討されたい。		
公表文該当 ページ	P15		
公表文への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki29/630.pdf		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成29年10月12日
所管課等	都市整備局 公園緑地課
措置結果	<p>本件意見については、民有地緑化事業助成制度の普及・促進を図るため、公益社団法人香川県宅地建物取引業協会や公益社団法人全日本不動産協会に対して、制度概要パンフレットを配布し、周知を依頼した。</p> <p>また、平成29年9月15日号の「広報たかまつ」に制度概要を掲載し、市民に対する情報提供を行った。</p>